

写

令和8年2月25日

熊本地方労働審議会
会長 小葉 武史 殿

熊本県和服裁縫業最低工賃専門部会
部会長 高山 仁子

熊本県和服裁縫業最低工賃の改正決定について（報告）

本専門部会は、令和8年2月5日、第1回専門部会を開催し、以来2回にわたり審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりであり、審議経過の概要は別紙3のとおりである。

熊本県和服裁縫業最低工賃を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する家内労働者 熊本県の区域内で和服裁縫業に係る手縫いの業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる品目及び中欄に掲げる仕立て方に応じ、1枚（帯にあっては1本）につき、右欄に掲げる金額

品 目	仕立て方	金 額
振りそで	あわせ	25,800 円
留めそで	比翼あわせ	28,600 円
訪問着		19,500 円
付け下げ	あわせ	17,400 円
喪服		15,800 円
	ひとえ	13,100 円
長着	あわせ	14,500 円
	ひとえ	8,200 円
羽織		12,900 円
道中着	あわせ	11,400 円
道行コート		15,700 円
雨コート	ひとえ	11,300 円
長じゅばん	無双ひとえ	9,300 円
名古屋帯	8寸まつり	3,700 円
	9寸しん入れ	5,100 円
袋帯	しん入れ	4,600 円
ゆかた	ひとえ	7,200 円

- 4 効力発生日
法定どおり

熊本地方労働審議会
 熊本県和服裁縫業最低工賃専門部会委員名簿

区分	氏名 (五十音順)	現職
公益代表委員	委員 ◎高山 仁子	尚綱大学生生活科学部栄養科学科教授
	臨時委員 ○本田 悟士	弁護士
	委員 山下 雅裕美	弁護士
家内労働者代表委員	臨時委員 田中 由紀子	一級和裁技能士、職業訓練指導員
	委員 乗富 あずさ	連合熊本副会長
	委員 森田 操	連合熊本副事務局長
委託者代表委員	委員 安樂 美代子	熊本商工会議所女性会会長
	臨時委員 池田 満頼	株式会社池田屋 代表取締役
	委員 松本 武久	熊本県経営者協会事務局長

◎部会長、○部会長代理

熊本県和服裁縫業最低工賃専門部会審議経過概要

開催回	開催年月日 開催場所	審議事項
第1回	令和8年2月5日(木) 熊本地方合同庁舎B棟 4階 中会議室	<ol style="list-style-type: none"> 1 部会長の選出及び部会長代理の指名 2 熊本県和服裁縫業最低工賃専門部会運営規程について説明 3 会議の公開・非公開について 原則に基づき公開とするが、改正審議については熊本地方労働審議会運営規程第5条の但し書きに基づき非公開とした。 4 「熊本県和服裁縫業最低工賃」の改正についての意見聴取結果について 5 熊本県和服裁縫業最低工賃に関する実態調査結果について 6 「熊本県和服裁縫業最低工賃」の改正審議について 家内労働者代表、委託者代表それぞれから主張、意見の交換及び質疑応答が行われたが、結審に至らず、次回開催とした。 7 その他 次回、開催日時を説明
第2回	令和8年2月25日(水) 熊本地方合同庁舎A棟 1階 記者会見室	<ol style="list-style-type: none"> 1 「熊本県和服裁縫業最低工賃」の改正審議について 家内労働者代表、委託者代表それぞれから主張、及び意見の交換、質疑応答が行われた。 2 結審 別紙1のとおり、全会一致により結審した。 3 報告書を作成し、答申へ至る。